No.570 号　　令和 7 年 11 月 25 日

速報！さくらユウワ通信

マイカー通勤手当の「非課税枠」が 11 年ぶりの引き上げ！

マイカー通勤手当の非課税枠が最大で 7,100 円まで引き上げられます！

今月 14 日に閣議決定された、自動車等で通勤している人に係る通勤手当の所得税の非課税限度額の引上げについてお伝えします。

今年の年末調整から適用となり、非常に重要な内容ですので、ぜひご確認ください！

マイカー通勤手当とは

役員や従業員に対して、通常の給与に加算して支給する「通勤手当」は一定の限度額まで非課税となっています。

自家用車や自転車などを使用して通勤している人の非課税となる1ヵ月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて定められています。非課税枠を超える金額は、通勤手当を支給した月の給与に上乗せして所得税および復興特別所得税の源泉徴収を行います。

改正の内容

近年のガソリン価格高騰などを背景とした改正です。今回の改正で片道の通勤距離が 10 km以上の場合から非課税限度額が引き上げられています（詳細は下表参照）。

片道の通勤距離が 55 km以上の場合は、最も影響が大きく非課税枠（所得税がかからない枠）が 7,100 円増えています。2025 年 4 月分の給与から遡求して適用となりますので、今年の年末調整では、4 月まで遡って、新しい非課税枠を用いて、年間の課税給与総額を計算し、所得税を精算（還付）する必要があります。

まずは、年末調整に向けて、全従業員の距離区分を再確認することから始めてみましょう！

単位：円（月額）

片道の通勤距離	改正後	改正前	上げ幅
2km未満	全額課税	全額課税	―
2km以上10km未満	4,200	4,200	据え置き
10km以上15km未満	7,300	7,100	200
15km以上25km未満	13,500	12,900	600
25km以上35km未満	19,700	18,700	1,000
35km以上45km未満	25,900	24,400	1,500
45km以上55km未満	32,300	28,000	4,300
55km以上	38,700	31,600	7,100

【参考】

・首相官邸「令和 7 年 11 月 14 日（金）定例閣議案件（所得税法施行令の一部を改正する政令）」
https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2025/kakugi-2025111401.html

・国税庁「マイカー・自転車通勤者の通勤手当」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2585.htm

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問合せください。【松本】

税理士法人　さくら優和パートナーズ　〒860-0051 熊本市西区二本木４丁目９番４５号　優和ビル
TEL 096-297-1011　FAX 096-297-1012　URL https://syp-ac.com/